

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成27年7月24日（金）15:41～15:56

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

淀谷 圭三郎 香川県政策部政策課課長

蓮池 英人 香川県政策部政策課副主幹

田邊 繁行 香川県政策部政策課主任

#### <事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 「瀬戸内海を活用した『アート県 かがわ』の交流人口拡大戦略特区構想」

「テレワーク導入促進のための労働環境整備」

「介護サービス事業等における短期間の派遣労働者の受け入れ」

「農地中間管理事業にかかる農業振興地域外農地の適用範囲拡大」

3 閉会

---

○藤原次長 それでは、続けてまいります。

続きまして、香川県の方々においでいただきまして、ヒアリングをしたいと思います。

時間を10分以内とさせていただきますが、まず、規制緩和項目を中心にした御説明をしていただきまして、その後、意見交換ということでお願いできればと思います。

提案の中身が公表可という形になっておりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

○淀谷課長 はい。

○藤原次長 では、議事録と提案資料のほうは公開という扱いにさせていただきます。

それでは、八田座長、お願いします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○淀谷課長 香川県政策課長の淀谷と申します。よろしくお願いします。

それでは、お配りしておりますパワーポイントの横書きカラー刷りの資料で御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして1ページ、本日御説明いたします大きく4項目のうち、まず1つ目は、瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想についてでございます。本提案は、本県の地域特性ということで、瀬戸内海・アートを活用した観光・交流を切り口とする産業活性化策により、観光産業を地域に根差した裾野の広い産業に、より成長・発展させるとともに、交流人口の拡大の最先端モデルをつくって、将来的には本県への移住・定住促進につなげたいというものでございます。

本県は25年7月に「香川県産業成長戦略」というものをつくりましたが、そのときに本県ならではの地域資源を生かしまして、成長のエンジンとなる分野ということで「観光関連分野」、重点プロジェクトということで世界に発信「アートの香川」プロジェクトを位置づけて取り組んできているところでございます。

2ページ、左上でございますが、訪れる観光客の推移でございます。平成25年には900万人を超えるなど年々増加傾向にございます。中でも瀬戸内海に浮かぶ12の島々を舞台にした瀬戸内国際芸術祭を3年に1度開催しておりまして、第2回の平成25年には来場者が100万人を超えたほか、右上にもありますが、台湾や上海便など国際線の誘致にも積極的に取り組んでまいりました。海外からも多くの観光客にお越しいただいているところでございます。

3ページ、また、ことし4月には観光圏の整備法に基づいて「香川せとうちアート観光圏」というものが認定されましたし、同じく4月には「四国遍路」が日本遺産に初認定される。今月の3日にはMICEの誘致にも取り組んでまいりましたが、来年のサミットの関係閣僚会合ということで、情報通信相会合が高松市で決定されました。

こうした本県独自の地域資源を生かして取り組みを積極的に展開する中で、急増する観光客の受け入れ体制で離島へのアクセスの問題など、新たな課題が出てきております。今回の特区の提案によりまして、それらの課題を解決していこうというものでございます。

4ページ、中ほどに課題を書かせていただいておりますが、まず1つ目、離島観光における移動手段の充実のため、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送業以外の者による有償運送、いわゆる島タ

クシーをお願いするものでございます。瀬戸内海に浮かぶ直島とか豊島などの離島におきましては、瀬戸内国際芸術祭の開催期間はもとより、会期以外にも継続して多くの観光客が訪れておりますが、島内は坂道も多くて、徒歩やレンタサイクルでの移動は過酷でございます。路線バスなどがありますが便数が少ないために各島とも交通手段を確保し、観光客の利便性を向上させることが喫緊の課題となっております。

そこで、第二種免許を保有しない一般旅客自動車運送業以外の者、具体的には観光施設とか民宿、観光ボランティアなどによる観光客の観光施設送迎の緩和を行うことによりまして、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送が可能となるようにお願いするものでございます。

なお、実施に当たりましては、適正な料金設定、利用者の安全確保策、例えば地元関係者による運営協議会を設置して、運送主体となる観光施設や民宿、ボランティア等の十分な管理運営体制の確立、あるいはドライバーには運転年数や事故、違反歴などの運転経歴に一定の要件を設けたり、保険への加入を義務づけたりすることによりまして、利用者が安心して利用できるようにしたいと考えてございます。

2つ目は、離島観光における移動手段確保のための海上タクシーの規制緩和についてでございます。これは周遊航路しか認められていない旅客不定期航路事業者による2地点間の乗り合い旅客の運送を可能とするものでございまして、具体的には旅客定員が13名以上の船を利用した航路事業につきましては、定期航路事業であればA地点からB地点まで行って、そこでお客をおろすということが可能になっておるわけですが、旅客不定期航路事業については、A地点から出発してA地点に戻ってこないとお客をおろせないということになっております。2地点間の乗り合い旅客運送を可能とすることで、瀬戸内国際芸術祭の会期中などの繁忙期における観光客の積み残しなどを解消したいと考えております。

なお、本提案が国家戦略総合特区において認められていると承知してはおりますけれども、本県でも適用をお願いしたいというものでございます。

3つ目でございますが、通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例措置でございます。瀬戸内国際芸術祭等の開催や台湾、上海などの国際便の誘致によりまして、海外からの観光客が急増しております。そのガイドとなる通訳案内士が絶対的に不足しているという状況にございます。海外からの観光客の皆様に気持ちよく旅行していただくということで、一定のレベルを持っておるそのような資格要件につきまして、今後、検討いたしますが、そういった独自のガイド制度を設けることによりまして、急増する外国人観光客の受け入れ体制の整備に努めたいというものでございます。

本提案も総合特区では認められておると承知しておりますけれども、本県においても適用をお願いしたいというものでございます。

4つ目、滞在型観光の推進ということで、現在、旅行業法で規定されている要件に基づくツアーの造成業務が、自治体やNPO法人が造成する場合に営業保証金の供託とか、旅行取扱管理者の選任とかが課されておりますが、この業法の規制を緩和していただいて、多様

なツアーメニューの造成ができるようにお願いするというものでございます。

なお、実施に当たっては、例えば自治体がツアーを造成する場合などは、自治体の責任で、NPO法人が実施する場合には、例えば登録制とか、そのようなことを考えていって、行政が関与するようにしたいと考えております。仕組みを構築することによって、消費者に対する安全整理確保とか保護措置を検討したいと考えております。

最後に、5つ目でございますが、各種イベントの際のオープンカフェとか移動販売車などの道路使用・占有許可基準の緩和をお願いするものでございます。

○藤原次長 お時間そろそろです。

○淀谷課長 それでは、次、6ページ、介護サービス事業における短期間派遣労働者の受け入れでございます。超高齢社会で介護ニーズが増加しているということでございますが、介護の現場は恒常的な人手不足でございます。資質向上のための研修などに参加させることが難しいということで、現在、日々雇用等の短期雇用労働者の派遣等が禁止されておりますが、介護事業所が人材育成を目的として介護職員の研修派遣などを行う場合に、代替職員を確保しやすいように短期間の派遣労働者の受け入れを可能にするという提案でございます。これが6ページの介護の関係でございます。

済みません、戻ります。5ページはテレワークの関係でございますが、地方におけるテレワークということで、首都圏、現在最低賃金法の最低賃金の適用については県外の事業者が本県で遠隔雇用する場合に、本県における雇用先ではなくて、県外の事業者が所在する地域の最低賃金が適用されているということでございますので、最低賃金の適用環境を実態にそくしたものとしていただきたいというものでございます。

最後、7ページは、農地中間管理事業でございまして、農地の適用範囲の拡大についてということで、全国一面積が狭い県でございますが、住宅地とか市街地、農地が近接するなど、農村での混住化が進んでおりまして、農業振興地域に限らず生産性の高い農業がおこなわれる地域が存在しております。これらの地域でも農業生産上重要な農地も存在し、農業者から農地集積を求める声が上がっておりますので、適用範囲の拡大ということで、事業の実施地域を農業振興地域に限定することなく、知事が認めた地域ということで、適用範囲の拡大をお願いしたいということでございます。

以上、大きく4項目ございますが、よろしく願いいたします。

お時間がオーバーして申しわけございません。

○八田座長 ちょっと最後のだけもう一度。何の集積を拡大するのですか。

○淀谷課長 農地中間管理事業の適用範囲の、適用地域を拡大していただきたい。

○八田座長 今は振興地域では。

○蓮池副主幹 今は農振地域だけです。

○淀谷課長 農振地域だけでございますが、農振地域以外についても。

○八田座長 農振地域以外のどういう地域。

○淀谷課長 農業上必要な地域。農地中間管理事業が、集積が必要な地域。

○八田座長 住宅地とかそういうことですか。

○淀谷課長 住宅地が混在しておりますので。

○蓮池副主幹 住宅地が近接している農地。

○淀谷課長 近接している農地を保有する自治体の地域。

○八田座長 振興地域以外の農地もこの適用にしていく。わかりました。

それでは、委員の方から御質問ありますか。

派遣とか。

○八代委員 ちょっとこれ聞いたことがなくて。特にこのテレワークはもっともな話ですね。何でこんな規定があるのかわからないのですが、これは全く問題ないと思います。短期派遣に職種要件があったのかな。労働者の所得とか何かの要件があるのは知っているのですが、けれども、ちょっとこれは私も知らないの、調べてみないとわからないのですが、もっともなことだと思います。

○八田座長 この短期派遣のは今は介護サービスではできない。

○蓮池副主幹 そうです。業種が限られておりまして、介護現場の業種は入っていない。

○八田座長 ここに関することだけではなく全国での問題。

○八代委員 そうですね。労働関係はちょっと特区だけは難しいのですが、全国でももちろんいいわけですが。

○蓮池副主幹 今、適用されている業務、日々雇用、日々派遣が認められた業務は18業務で、例外規定ということで定められておりますので、ここに介護の現場が入っていないということでございます。

○八田座長 特に具体的に、こういう例といえます例はありますか。

○淀谷課長 研修とかそういうものに行く機会がございますが、そのときにその人が抜けますね。その間、介護の現場で介護をする要員がいなくなる。それでなかなか研修に行けないということで、その間を埋める方、かといって、長期間雇い切れませんから、短期間埋められる方をお願いしたい。

○八田座長 そのように限定しないほうがいいけれども、しても随分効果があると思うのです。

○淀谷課長 とにかく研修などの人材の育成のほうに力を入れる。

○八代委員 ただ、これは専門26のことなのですね。介護はたしか最近の改定で専門職種に追加されたはずなのです。ただ、これは日雇い派遣の除外業務なのですけれども、基本的にもとの規制が専門業務に限定しているからそれを引っ張っているのですが、その専門業務にたしか介護が入ったのです。だから、それは調べてみて、ひょっとしたらもういいのかもしれないのですが、厚労省にちょっと聞いてみます。

○淀谷課長 確認はいたします。

○八田座長 島タクシーですけれども、これは例えば先ほどのガイドなどというのは今、総合特区で見てもらったように地域限定ですので、島タクシーも地域限定でもいいわけで

すね。

○淀谷課長 12ですから、できれば11の島々は少なくとも。

○八田座長 わかりました。

あと、事務局から何かありますか。

○藤原次長 通訳案内士の特例は構造改革特区でもできると思いますので、よろしくお願いします。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。